

(対大臣・副大臣・政務官)
4月25日(火)参・法務委

民事局 作成
小川 敏夫 議員(民進)

1問 売買の瑕疵担保責任についてどのような見直しをしたのか、法務大臣に問う。

[現行法の問題点(改正の理由)]

- ・ 引き渡された売買の目的物に不具合があった場合に買主がどのような救済を求めることができるのかといった基本的な法律関係については、取引社会の実情を踏まえて、明快で合理的なルールを用意しておく必要がある。
- ・ しかしながら、現状は、買主にどのような救済手段があると解すべきかについては、いわゆる法定責任説と、契約責任説とで、学説が激しく対立し、判例の立場も必ずしも明瞭ではない状況にある。

[改正の方向性]

- ・ 現代社会においては、売買の目的物は、大量生産され、不具合があった場合には部品の交換や代替物の給付など履行の追完が可能であるものが多く、実際の取引においてもそのような対応が一般化している。また、問題となつた取引が特定物売買であるか不特定物売買であるかの判別は、実際上必ずしも容易でない。そのため、法定責任説のように、特定物売買と不特定物売買を截然と区別してその取扱いを大きく異ならせるのは、取引の実態に合致しておらず、また、いたずらにルールを複雑化するものであつて合理的でない。

〔改正の内容〕

- 以上を踏まえ、改正法案においては、特定物であるか不特定物であるかを問わず、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合には、買主は、①その修補や代替物の引渡し等の履行の追完の請求（第562条）、②代金減額の請求（第563条）、③第415条の規定による損害賠償の請求（第564条）及び④第541条・第542条の規定による契約の解除（第564条）をすることができる」としている。

（参照条文）

改 正 案	現 行
<u>(買主の追完請求権)</u> <u>第五百六十二条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</u>	<u>(売主の瑕疵担保責任)</u> <u>第五百七十条 売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第五百六十六条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。</u>
<u>2 (略)</u>	
<u>(買主の代金減額請求権)</u> <u>第五百六十三条 前条第一項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を</u>	<u>(地上権等がある場合等における売主の担保責任)</u> <u>第五百六十六条 売買の目的物が地上権、</u>

定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

2・3 (略)

(買主の損害賠償請求及び解除権の行使)

第五百六十四条 前二条の規定は、第四百十五条の規定による損害賠償の請求並びに第五百四十一条及び第五百四十二条の規定による解除権の行使を妨げない。

(債務不履行による損害賠償)

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 (略)

(催告による解除)

第五百四十一条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が

永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。

2・3 (略)

(債務不履行による損害賠償)

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

(履行遅滞等による解除権)

第五百四十一条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が

相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第五百四十二条 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

一～五 (略)

2 (略)

相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。

(履行不能による解除権)

五百四十三条 履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 [] 携帯電話 []

(対大臣・副大臣・政務官)
4月25日(火)参・法務委

民事局 作成
小川 敏夫 議員(民進)

2問 現在の判例においては、売主が瑕疵担保責任を負う場合に、買主は、追完請求をすることができるのか、法務大臣に問う。

[結論]

- 売主が瑕疵担保責任を負う場合に、買主が修補等による追完請求をすることができるのかについては、いわゆる法定責任説と契約責任説とで結論が異なり得るものであるが、この点についての判例は見当たらず、判例の立場は不明であるものと承知している。

(参照条文)

改 正 法	現 行
<p><u>(買主の追完請求権)</u></p> <p><u>第五百六十二条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるとき</u></p>	

は、買主は、同項の規定による履行
の追完の請求をすることができな
い。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 [REDACTED] 携帯電話 [REDACTED]

(対大臣・副大臣・政務官)
4月25日(火)参・法務委

民事局 作成
小川 敏夫 議員(民進)

3問 現行法において、売主が追完義務を負う場合に、その追完に極めて多額の費用を要する場合でも、売主は現実に追完をしないといけないのか、改正法案においてはどうか、法務大臣に問う。

〔現行法〕

- ・ 売主が瑕疵担保責任を負う場合にそもそも追完義務を負うのかについては、現行法下の判例の立場は明らかでない(注)。
- ・ もっとも、現行法の下でも、債権者は債務者に対して債務の履行を請求することができるが、その債務の履行が不能であるときは、その請求をすることができないと解されている。そして、債務の履行が物理的には可能であるものの社会通念上過大な費用を要する場合が、その履行不能の典型であるとされている。
- ・ したがって、現行法の下で、仮に売主は追完義務を負うという立場に立つとしても、その追完に極めて多額の費用を要するケースでは、履行不能として現実に追完をすることを要しないことがあり得ると解される。

(注) 修補や代替物の引渡し等の請求の可否に関する判例は見当たらず、判例の立場は不明である。

〔改正法案〕

- ・ 改正法案においては、引き渡された目的物に契約との

不適合があり、売主が担保責任を負う場合には、買主は、その修補や代替物の引渡し等の履行の追完の請求をすることができることを明文で定めている（第562条第1項）。

そして、改正法案では、債務が履行不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができないことも明文で定めている（第412条の2）。債務の履行に過大な費用を要する場合にはその債務は履行不能となり得ることは、現行法と同様に、改正法案でもその前提としている。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 ■■■ 携帯電話 ■■■】

平成29年4月25日(火)
小川 敏夫(民進)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

4問 現行法において、土地の売買をしたケースにおいて
土地に埋設物があった場合に、売主は常に瑕疵担保責
任を負うのか、改正法案においてはどうか、法務当局
に問う。

(答)

1 現行法における瑕疵担保責任

現行の民法第570条の規定によれば、売買の目的物に瑕疵がある場合において、①当該瑕疵によって当該契約の目的を達することができないときは、買主は、当該契約の解除をすることができ、また、②当該瑕疵によって買主に損害が生じたときは、買主は、損害賠償を請求することができる(注)。

この「瑕疵」の要件について、判例は、その実質的な意味を「契約の内容に適合しないこと」であると理解しているものと考えられている。

そのため、売買の目的物である土地に埋設物があった場合において、そのことが「瑕疵」に該当するかどうかは、個別の事案ごとに、それが契約の内容に適合していないのかどうかという観点から判断される。したがって、土地に埋設物があったケースにおいて、売主が瑕疵担保責任を負うかどうかは、個別の事案ごとに異なり得ると考えられる。

2 改正法案における瑕疵担保責任

改正法案では、「隠れた瑕疵」との要件を、端的にその意味内容を表すものに改める趣旨で、「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない」としている。これは、先ほど述べた判例の解釈を踏まえて、「瑕疵」との要件を言い換えたものである。

したがって、売買の目的物である土地に埋設物があった場合において、そのことが、この要件に該当するかどうかは、

現行法と同様に、やはり個別の事案ごとに判断される。そのため、改正法の下でも、土地に埋設物があったケースにおいて、売主が担保責任を負うかどうかは、個別の事案ごとに異なり得ると考えられる。

(注) 民法には、売買の目的物に瑕疵がある場合に買主にその修補や除去を求める権利を認めた明文の規定はない。もっとも、当該瑕疵によつて買主に損害が生じたときは、買主は、損害賠償を請求することが可能であり、例えば、修補や除去の費用相当額を請求することが考えられる。

なお、そもそも修補や除去の費用相当額の損害賠償請求が認められるのか、また、認められるとしてどの範囲の額まで認められるのかは、個別の事案ごとに判断される。

平成29年4月25日（火）
小川 敏夫（民進）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

5問 現行法において、売買の目的物に問題があるが、客観的に損害はなく、気分が悪いなどの心理的な要因を理由として、売主は瑕疵担保責任を負うか、また、改正法案においてはどうか、法務当局に問う。

（答）

1 現行法における瑕疵担保責任

瑕疵担保責任を定める現行法第570条の「瑕疵」との要件について、判例は、その実質的な意味を「契約の内容に適合しないこと」であると解釈しており、客観的にキズなどがあっても契約の内容に適合する限り「瑕疵」はないと扱われる。

そのため、御指摘のように心理的な要因を理由として瑕疵担保責任が認められるのかどうかも、結局は、個別の契約の内容が具体的にどのようなものであるのかによって左右されるものである。

2 改正法案における瑕疵担保責任

改正法案では、「瑕疵」との要件を、判例を踏まえ、端的にその具体的な意味内容を表すものに改める趣旨で、「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない」とこととしている。

したがって、御指摘のように心理的な要因を理由として売主に担保責任が認められるのかどうかも、現行法と同様に、個別の契約の内容が具体的にどのようなものであるのかによって左右されるものである。

3 結論

したがって、お尋ねのようなケースにおいて売主が瑕疵担保責任を負うか否かについて、一概にお答えすることは困難である。

(対大臣・副大臣・政務官)

4月25日(火) 参・法務委

民事局 作成

小川 敏夫 議員(民進)

6問 改正法案において、職業別の短期消滅時効について廃止した理由は何か、法務大臣に問う。

[現状]

- ・ 現行法第170条から第174条までの規定は、一定の債権について時効期間を3年、2年又は1年とする短期消滅時効の特例を設けている。その趣旨は、特例の対象とされた債権は、制定当時、比較的低額で、短期間で決済されることが通常であり、弁済の証拠を発行せず、発行しても保存しない慣習があると考えられたことから、特に時効期間を短期間にしてその権利関係を早期に決着させることにより、将来の紛争を防止することにある。

[問題の所在]

- ・ しかし、これらの細かな特例が存することにより、どの規定が適用されるのかを確認する手間がかかり、適用の誤りや規定の見落としの危険も生ずる上、現代社会においては取引が極めて複雑・多様化していることから、特例の適用を受ける債権といえるかどうかの判断が難しいものが生じている。
- ・ さらに、制定後の社会状況の変化によって多様な職業が出現するなどしたため、特例の対象とされた債権に類似するのに、特例が適用されないものも現れているが、その両者の間で時効期間に大きな差が生ずることから、



特例自体の合理性に疑義が生じている。

〔結論〕

- そこで、改正法案においては、現行法第170条から第174条までに定められた短期消滅時効の特例を廃止することとしている（注）。

(注) 現行法の短期消滅時効制度は、母法國であるフランスの制度を継受したものであるが、この制度はフランスにおいても合理性に欠けるとして、2008年に廃止されている。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 [REDACTED] 携帯電話 [REDACTED]

(対大臣・副大臣・政務官)
4月25日(火) 参・法務委

民事局 作成
小川 敏夫 議員(民進)

7問 他の法律の中にも5年未満の期間を消滅時効期間とするものがあるが、今回の改正で見直しをしなかったのはなぜか、法務大臣に問う。

〔民法以外の法律の消滅時効期間の位置付け〕

- 民法以外の様々な法律において、消滅時効期間の特則として短期の時効期間を定めた規定が設けられているが（注1）、今回の改正では、民法以外の法律における消滅時効期間については、商事消滅時効を定めた商法第522条を廃止したことを除いて（注2）、基本的に見直しを行っていない。

(注1) 例えば、労働契約の賃金債権等の消滅時効期間を2年間とする労働基準法第115条や、保険給付請求権等の消滅時効期間を3年間とする保険法第95条等がある。

(注2) 商法の商事消滅時効（現行商法第522条）については、民法の時効とどちらが適用されるのか判断が容易でない事案が少なくなく、民法の時効とどちらが適用されるのかが争いとなることが多いという問題を踏まえ、削除することとしている。

〔見直しをする必要がないこと〕

- 民法以外の法律における消滅時効期間は、それぞれの法律が対象とする取引の性質や実情を考慮して定められたものであり、民法の原則的な消滅時効期間の見直しに伴って、必然的に改正が必要となるものではないため、今回は改正されなかったものと承知している。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 ■ 携帯電話 ■】

(対大臣・副大臣・政務官)

4月25日(火)参・法務委

民事局 作成

小川 敏夫 議員(民進)

8問 定型約款の定義及び具体例について、法務大臣に
問う。

[定型約款の定義]

- 改正法案においては、「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの」を「定型取引」と定義した上で、「定型取引において、契約の内容とする目的としてその特定の者により準備された条項の総体」を「定型約款」と呼んでいる。
- この定型取引に該当する取引は、画一的な内容であることが合理的であると客観的にも評価することができるものであるため、取引の相手方である顧客は契約の細かな内容には関心を持つことがなく、その内容を認識しないままに契約を締結するのが通常であるものと想定される。
- したがって、一般的に言えば、事業者が極めて多数の顧客を相手に契約を締結するような取引であり、かつ、取引を円滑に行う観点から、契約条項を事前に事業者が作成しておくような場合が、定型約款による場合に該当するものと考えられる。

[具体例]

- このような定型約款の身近な具体例としては、鉄道の

運送取引における運送約款（注1），宅配便契約における契約約款，パソコンのワープロソフトの購入契約に付帯する購入約款，電気供給契約における電気供給約款，保険取引における保険約款などのほか，インターネットを通じた物品売買における購入約款などが広く該当すると考えられる（注2）。

(注1) JR東日本では「旅客営業規則」という名称であるが，JR東海では，旅客営業規則，身体障害者旅客運賃割引規則，ICカード乗車券取扱約款等を総称して「運送約款」と呼称している。また，東京メトロでは，旅客営業規程，ICカード乗車券取扱規則等を総称して「運送約款」と呼称している。

(注2) これらの他にも，普通預金規定，コンピュータソフトウェアのライセンス規約など様々なものが定型約款に該当すると考えられる。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 [REDACTED] 携帯電話 [REDACTED]

平成29年4月25日(火)
小川 敏夫(民進)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

9問 定型約款の定義のうち、「不特定多数の者を相手方として行う取引」の「不特定多数」の意味について、法務当局に問う。

(答)

[「不特定多数」要件の意味]

- 改正法案において定型約款の規律の対象とされる定型取引は、「不特定多数の者を相手方とする取引」であることが要件の一つとされているが、これは、相手方の個性を重視せずに多数の取引を行うような場面を抽出するための要件である。相手方の個性が重視される取引においては、その個性に応じて取引の内容を決するので、定型約款の規律の対象とすることで取引を円滑・迅速に行うことができるようにする必要性が乏しいことを考慮したものである。

[具体的な判断の例]

- したがって、例えば、企業が締結する労働契約のように、相手方の能力や人格等の個性を重視して行われる取引は、「不特定多数の者を相手方とする取引」には該当しないことになる(注1)。

他方で、例えば、成人であることなど一定の年齢にあることが取引の条件とされる程度であれば、一般的には、直ちに相手方の個性が重視されているとはいえない難いため、このような条項があったからといって「不特定多数の者を相手方とする取引」に該当しないとはいえないものと考えられる(注2)。

「不特定多数の者を相手方とする取引」に当たるか否かを判断するに当たっては、取引の種別や態様、設定された条件の内容、条件を充足しないときに取引を行うか否か等の考慮要素を総合的に考慮して、相手方の個性を重視せずにやって

いると評価することができる取引であれば「不特定多数の者を相手方とする取引」に該当し得るものと考えられる。

(注1) この他に、「不特定多数の者を相手方として行う取引」に該当しないものの例としては、厳格な身上等の審査を加入の要件とする会員制クラブの入会契約などが考えられる。

(注2) 例えば、いわゆる婚活サービスなどにおいて契約締結の条件を「満30歳以上の男性」「東京都内在住の者」等と限定することがあり得るが、このような限定がされた取引であっても、その条件が最低限の条件を定めるに過ぎず、その条件を満たす限り基本的に契約を締結することとしており、相手方の個性を重視しないで多数の顧客を相手方として取引が行われるのであれば、「不特定多数の者を相手方とする取引」に該当し得る。また、同様の趣旨で、組合員のみを相手として物品の販売等のサービスを提供する取引を行っている場合であっても、相手方が組合員であれば誰であっても取引を行うのであれば、これも「不特定多数の者を相手方とする取引」に該当する余地があるといえる。

更問 例えば、定型約款を多数の相手方との間の取引で使われるつもりで作成したのに、実際には二人としか契約ができなかつたケースでも、「不特定多数」の要件を充足するのか、と問われた場合。

- 改正法案において定型約款の規律の対象とされる定型取引は、「不特定多数の者を相手方とする取引」であることが要件の一つとされているが、これは、相手方の個性を重視せずに多数の取引を行うような場面を抽出するための要件として機能する。
- したがって、結果として、実際の取引の相手方が少數であったということだけで、直ちに不特定多数の者を相手方として行う取引であるという要件を充足しないわけではない。もつとも、取引の相手方が実際には少數であるという事実は、「不特定多数の者を相手方とする取引」に当たるか否かの判断においては、消極的な方向で考慮され得るものと考えられる。

平成29年4月25日（火）
小川 敏夫（民進）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

10問 定型約款の内容を一部の顧客について個別に修正して契約を締結した場合に、定型約款の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものという定型約款の要件に該当しないこととなるのか、法務当局に問う。

（答）

1 画一性の要件の意義

○ 定型約款について、特別な規定を設けて取引の安定を図る必要があるとしても、定型約款を細部までは読んでいない相手方の顧客を拘束することが許容されるのは、定型約款を利用したいという定型約款準備者の側だけでなく、相手方である顧客にとっても取引の内容が画一的であることが合理的であると客観的に評価できる場合に限られる。

- そこで、改正法案においては、定型約款の要件の1つとして、その取引の「内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的」であることを要するものとしている（注1）。

2 顧客について個別に約款の内容を修正した場合

- 定型約款の要件に該当するものについて、一部の顧客との間で個別に内容を修正して契約を締結した場合であっても、直ちに、取引の「内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的」であるという要件を充足しないこととなるわけではない（注2）。
- もっとも、個別の顧客との間で内容を修正する事例が多い場合には、そもそも、取引の「内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的」であるという要件を充足しないものとも考えられるところであり、このような事

例が積み重なった場合には、一度は定型約款に該当するとの評価を受けたものであっても、定型約款とは言えなくなることもあり得るものと考えられる。

(注1)この要件に該当する取引は、多くは、顧客が不特定多数であり、顧客の個性を重視せずに多数の取引を行うような取引である。現代社会においては、これに該当し得る取引は日常的に行われている。具体的には、例えば、保険契約のように、契約の性質上その内容が画一的でなければならないもののほか、鉄道の乗車契約のように、当事者が契約の交渉をすることを前提とすると、迅速かつ安価に運送を行うことに支障が生ずるなど、契約内容を画一的にすることについて相手方も何らかの利益を直接・間接に享受していると客観的に評価することができるようないいものがこれにあたる。

(注2)個別に内容が修正された条項については、定型約款の定義に含まれないこととなる。

平成29年4月25日（火）
小川 敏夫（民進）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

11問 定型約款の内容が契約内容となるための要件として、「あらかじめその定型約款を契約内容とすることを表示したとき」とはどのような場合か、法務当局に問う。

（答）

1 「あらかじめその定型約款を契約内容とすることを表示したとき」に定型約款の内容が契約内容となる理由

改正法案においては、約款による契約の成立要件について、約款の内容を認識していないとも、「定型約款を契約の内容とする旨の合意」があったときには、定型約款の個別の条項について合意があったものとみなすこととしている（第548条の2第1項第1号）。

さらに、「あらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していた」ときに、当事者が実際にその取引を行ったのであれば、通常は「定型約款を契約の内容とする旨の」默示の合意があったといえることから、定型約款を利用した取引の安定を図る観点から、「あらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していた」場合には、定型約款の個別の条項について合意があったものとみなすこととしたものである（第548条の2第1項第2号）。

2 「表示」の意義

このように、ここでの「表示」とは、定型約款を契約の内容とする旨の默示の合意があったといえるのと同様の状態といえるものでなければならない。したがって、この「表示」とは、取引を実際に行おうとする際に、顧客である相手方に対して個別に面前で示されていなければならぬとの意味であり（注1），例えば、定型約款準備者のホームページなどで一般的にその旨を公表しているだけでは足りないものであ

る（注2）。

（注1） ここで表示は「あらかじめ」する必要があるので（第548条の2第1項第2号），少なくとも取引合意よりも前に，表示がされていなければならない。他方で，「あらかじめ」表示することを要求する趣旨は，取引の相手方のために定型約款の内容を知る機会を確保することにあるから，実際に行われる取引とは無関係に，ただ事前に表示されているのみでは，不十分である。したがって，ここでの「あらかじめ」とは，取引合意をするに前であって，かつ，取引を実際に行おうとする際に，という意味に理解すべきである。

（注2） なお，鉄道の乗車契約や高速道路の通行契約は，定型約款によって取引内容が詳細に規律されているが，鉄道の自動改札をICカードを使って通過する場合や，ETCを利用して高速道路を通行する場合には，その都度，定型約款による旨の表示はされていないし，不特定多数の利用者の全てが認識可能な状態とするような表示をすることには相応のコストを要し，容易ではない。そこで，整備法案において，以下の法律に，あらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を公表すれば足りる旨の特則を設けることとしている。

- ・鉄道営業法第18条の2（鉄道による旅客運送取引）
- ・軌道法第27条の2（路面電車，モノレール等による旅客運送取引）
- ・海上運送法第32条の2（フェリー等による旅客運送取引）
- ・航空法第134条の3（飛行機による旅客運送取引）
- ・道路運送法第87条（乗合バス等による旅客運送取引）
- ・道路整備特別措置法第55条の2（高速道路等の通行に係る取引）
- ・電気通信事業法第167条の2（相互接続通話（自らが加入していない電話会社と契約をしている電話機への電話）等）

（参照条文）

改正案	現行
<u>（定型約款の合意）</u> <u>第五百四十八条の二 定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部</u>	（新設）

又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）を行うことの合意（次条において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

二 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

二 定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

2 (略)

更問 例えば、野球観戦のチケットを購入する際に、球場が作成した約款に観客が拘束されるためには、球場側はどのような内容をどのような方法で示す必要があるかと問われた場合。

1 野球観戦において適用される約款

例えば、プロ野球観戦については、一般社団法人日本野球機構等が作成した「試合観戦契約約款」（注1）が、公式戦・オープン戦を問わず、すべての試合に適用されるとされている（注2）。

2 改正法の下において観客が試合観戦契約約款に拘束されるための要件

この「試合観戦契約約款」は、改正法の下における定型約款に該当すると考えられるため、「定型約款を契約の内容とする旨の合意」がある場合か、「あらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していた」場合でなければ、観客はその内容に拘束されないこととなる。

したがって、観客が「試合観戦契約約款」に拘束されるためには、観客がチケットを実際に購入する際に、これらの要件を充足することが必要である（注3）。

(注1) 「試合観戦契約約款」は、試合の主催者及び球場管理者と観客との間の権利義務を定めるものであるが、具体的には、入場拒否事由（第6条）、禁止行為（第8条）、責任の制限（第13条）等が定められている。

(注2) 一般社団法人日本野球機構（NPB）ホームページ

(注3) 野球観戦していた観客にファウルボールが当たり、失明したことについて損害賠償の請求がされた裁判例（札幌高判平成28年5月20日判時2314号40頁）においては、球団のホームページ

ジに契約約款の内容が掲載されていたものの、利用者が検索すれば表示できるというだけであったこと、チケット購入の際に、観客が試合観戦契約約款の存在及び内容を了知していなかつたこと等を認定し、ファウルボールによる損害についての免責条項についての合意の成立を否定している。

平成29年4月25日（火）
小川 敏夫（民進）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

12問 定型約款の内容を見る機会を顧客に与える義務を事業者に課すべきではないか、法務当局に問う。

（答）

1 定型約款の内容の表示義務

改正法案においては、定型取引の当事者である顧客に定型約款の内容を知る権利を保障するため、定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならぬこととしている（第548条の3第1項本文）。

そして、改正法案においては、定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者が、取引を開始する前に定型約款の内容の表示を請求されたにもかかわらず、これを拒絶していた場合には、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合を除き、定型約款の条項について、改正法案の規定によって合意があったとみなす効果を付与しないこととしている（第548条の3第2項）。

2 定型約款の内容を見る機会を常に顧客に与える必要性

この改正法案における定型約款の内容の表示請求権は、顧客である相手方から具体的な請求がない場合についてまで、定型約款の内容を相手方が知り得る状態に置くことを定型約款準備者に要求するものではない。

しかし、不特定多数の者との間で画一的な取引が大量に行われるという定型取引においては、相手方としても大部にわたる契約書面の内容を認識して取引を行うことを望まない場合が多いことからすると、相手方の保護としては、定型約款の内容を知る機会が確保されていることで十分であること、他方で、契約書面の内容を知りたいと考える相手方との関係

では、その表示を請求する権利を法律で認めるのがより適切であると考えられることを考慮したものである。

なお、当該取引において定型約款が利用されること自体については、「定型約款を契約の内容とする旨の合意」がされ、又は「定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき」との要件が設定されていることから（第548条の2第1項），顧客である相手方は契約書面の内容を示すよう請求する権利行使し得る状態にあるといえる。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<p><u>(定型約款の内容の表示)</u></p> <p><u>第五百四十八条の三 定型取引を行い、</u> <u>又は行おうとする定型約款準備者は、</u> <u>定型取引合意の前又は定型取引合意の</u> <u>後相当の期間内に相手方から請求があ</u> <u>った場合には、遅滞なく、相当な方法</u> <u>でその定型約款の内容を示さなければ</u> <u>ならない。ただし、定型約款準備者が</u> <u>既に相手方に対して定型約款を記載し</u> <u>た書面を交付し、又はこれを記録した</u> <u>電磁的記録を提供していたときは、こ</u> <u>の限りでない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2 <u>定型約款準備者が定型取引合意の前</u> <u>において前項の請求を拒んだときは、</u> <u>前条の規定は、適用しない。ただし、</u> <u>一時的な通信障害が発生した場合その</u> <u>他正当な事由がある場合は、この限り</u> <u>でない。</u></p>	

(対大臣・副大臣・政務官)
4月25日(火) 参・法務委

民事局 作成
小川 敏夫 議員(民進)

13問 定型約款に関する規定を設けることで、現行法では契約が成立していなかったとして争うことができた事案について、争うことができないこととなり、顧客にとって不利になるのではないか、法務大臣に問う。

[改正法案の内容]

- 改正法案においては、定型約款を利用した取引の安定を図る観点から、顧客である相手方が定型約款の内容を理解していないとも定型約款の個別の条項が契約の内容となる旨の規定を設けることとしている(第548条の2第1項)。

[改正法案の下での相手方の地位]

- もっとも、このような規定を設けた場合には、取引の安定を図ることはできるものの、顧客である相手方としては、自らが認識していない不当な契約条項の効力を争う余地がなくなり、現状に比して不利益を受けることになるのではないかという懸念が生じ得る。
- そこで、改正法案においては、当該定型約款の個別の条項が信義則(第1条第2項)に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものであれば、合意をしなかったものとみなすこととしている(第548条の2第2項)。これによって、例えば、通常その種の取引において一般的に予想することができないような条項(注)

が置かれており、その内容が著しく不当なものである場合などには、その条項については合意をしなかったものとみなすことが想定されている。

(注) 例えば、約款準備者の故意や重過失による債務の不履行についても免責する条項や、想定もしていない商品又はサービスの抱合せ販売に関する条項がこれに当たる。

[結論]

6. このように、改正法案は、顧客である相手方からすれば、約款に拘束されないと主張する法的な根拠が明瞭に与えられるものであり、その権利保護に資するものと考えられる。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 ■■■ 携帯電話 ■■■】

更問 改正法案の下では、契約の成立を争う機会が失われるという点で、争う手段が減り、やはり問題があるのではないか、と問われた場合。

〔現行法の下で約款による契約の効力を争う方法〕

- ・ 現行法の下の裁判実務において、約款中の不当な条項の効力を排除し、内容の合理性を確保するためには、契約条項の内容やその影響を踏まえつつ、信義則や権利濫用法理といった一般的な条項を根拠にその効力を争う方法のほか、形式的には全ての契約条項に同意したこととなっているものの、それが真意に基づいていないといって契約の成立を争う方法もあり得たところである。しかし、このような方法による解決は、形式的には契約書に署名がされたり、インターネットによる取引では同意のボタンをクリックするなどされているため、実際には十分に機能し難い面があった。
- ・ このような現状認識を前提として、条項の不当性を理由に個別の条項の効力を争う余地がある旨や、その際の判断の枠組みについて、明文の規定を設けることが適切であると考えられたものである。

〔結論〕

- ・ このように、約款中の不当な条項の効力を排除し、内容の合理性を確保するための的確な方法が現行法の下

では不明瞭であったことから、改正法案を設けたもので
あり、現状に比して、争う手段が減るといった問題は生
じないと考えている。

6

8